

国連の障害者の権利に関する条約委員会 第17会期だより Vol.4

2017年4月25日 石川准

今回は第33回障害者政策委員会で報告した内容をお知らせします。内容はCRPDの会議の枠組みが中心です。



写真左、右ともに：会議が行われた国連ヨーロッパ本部パレ・デ・ナシオンの外観

1. 日程

第17会期会議は3月20日午後3時から4月12日18時までジュネーブの国連欧州本部パレ・デ・ナシオンで開催されました。その前に第7期会期前ワーキンググループが3月13日から20日13時まで開催されました。

第7期会期前ワーキンググループでは夏の18会期会議で審査する6カ国のうちの5カ国についての事前質問事項が、各国の審査責任者（カントリーラポーター）によるワーキンググループで策定されました。

新委員は20日の午前の第7期会期前ワーキンググループの最終日から参加しました。つまり20日の10時から。ここでラトビアへの事前質問事項の採択作業の様子を傍聴しました。

会議は

- ・同時通訳付の正式の会議は10時から13時、15時から18時の6時間
- ・9時から10時、13時から15時にもブリーフィングやサイドイベントが入ることがあり、委員長、副委員長（3名）および書記から成る執行部はランチミーティングも
- ・土日を除く連日の会議で、計18日間
- ・使用できる言語は英語、スペイン語、ロシア語
英語の長時間シャワーで頭がシャットダウンします。

2. 公開会議、非公開会議、サイドイベント

- ・公開会議はUN Web TV で視聴できます。

UN Web TV - The United Nations Live & On-demand

UN Web TV > Meetings & Events > Human Rights Treaty Bodies > Committee on the Rights of Persons with Disabilities > 17th Session

URL: <http://webtv.un.org/meetings-events/>



【公開会議】

自国の建設的対話は市民社会からの傍聴が可能です。8 カ国（モルドバ、イラン、キプロス、ボスニアヘルツェゴビナ、ヨルダン、アルメニア、ホンジュラス、カナダ）との建設的対話を実施。

【非公開会議】

・市民社会からのブリーフィングを聞く
モルドバ、イラン、キプロス、ボスニアヘルツェゴビナ、ヨルダン、アルメニア、ホンジュラス、カナダ、パナマ、ハンガリー、スペイン、ペルー、エルサルバドル

写真：会議場内の様子

- ・総括所見の採択

8 カ国（モルドバ、イラン、キプロス、ボスニアヘルツェゴビナ、ヨルダン、アルメニア、ホンジュラス、カナダ）

- ・事前質問事項の採択

第18期会議での審査対象国のうちのパナマに対する事前質問事項を採択。

他の5カ国（モロッコ、モンテネグロ、ラトビア、ルクセンブルグ、英国）は第7期会期前ワーキンググループで採択。また第19期に審査が延期されたハイチについても事前質問事項を採択。

- ・簡略化された審査のための事前質問事項の採択

4カ国（ハンガリー、スペイン、ペルー、エルサルバドル）

- ・選択議定書に基づく個人通報についての審議

・第19条（自立した生活及び地域社会への包容）についての一般的意見のドラフトの採択

・第5条（平等及び無差別）の一般的意見のドラフト策定（進行中）

・ジェンダーバランス、地域的バランスについての委員会コメント

女性の委員が1人しかいないことを深刻に受け止め、委員会としてコメントを発表。

中南米の委員が1人というのも問題。

【サイドイベント】

- ・DPO、CSOによるサイドイベントが昼休みに開催されました。

3. 時間配分

一カ国の審査には、建設的対話に6時間、その前に市民社会からのブリーフィングに1時間半、総括所見の採択に3時間：10時間以上。

国連総会決議で各条約体における審査は1週間に2.5カ国を達成することを求められています。審査に要する時間を短縮しないと達成できません。総括所見の採択のための時間を短縮するしかない状況です。

第17会期が終わった段階で44のバックログ（審査待ち）があります。ちなみに日本は41番目です。

来年（2018年）から春・夏ともに1週間ずつ、会期が増える可能性があります。（※国連総会で予算増が認められた場合）

4. カントリーラポルタールの役割

カントリーラポルタールは、事前質問事項のドラフト、総括所見のドラフト作成を担当します。審査の責任者です。

担当は割り当てではなく、自分で立候補する仕組みになっています。

ある先輩委員曰く、最初は義務と思いつつもだんだんやりたくなってくるものらしいです。

5. 議事進行

発言するときは自分のフラグを立てます。発言が終わったらフラグを戻します（横にする）。発言権を与えられてはじめてマイクがオンになります。このルールは厳格です。発言がかぶると同時通訳できなくなるので、そのための配慮でもあります。

6. 知的障害、ろうの委員が今回始めて当選

知的障害の委員は、PA（パーソナル・アシスタント）と一緒に事前に勉強して、知的障害者にも理解できる easy to read（わかりやすい）情報のアクセシビリティについて、代行決定から支援付き自己決定への移行状況について質問していました。ろうの委員は手話とスポーツについて多く発言していました。

7. 採択のための作業

アクセシビリティのためのペーパースマートモデルを採用しています。UN 全体でめざしている方向で、CRPD が一番進んでいます。会議中、紙は一切使いません。

総括所見や事前質問事項を採択する際は、一段落ずつ読み上げていって、異議があれば修正意見を出し、異議がなくなったことを確認して adopt（採択）します。

スクリーンにはドラフトを表示します。修正意見に他の委員も同意したら、事務局がその場でドラフトに反映させていきます。

総括所見1本の採択に3時間かかります。短縮するとしたらこの作業です。

8. 感想、体験

ジュネーブはコンパクトな街です。日差しが強いことに驚きました。空気は清涼で湿度は低いです。しかし物価は異常に高いです。フランスから多くの人が働きに来ています。英語が通じない店が多いです。

滞在したホテルからはバス通勤。国連のゲートから会議場までは遠く、毎日よく歩きました。パレ・デ・ナシオンの敷地面積は欧州ではベルサイユ宮殿に次いで広いそうです。

とにかく連日の長時間の会議には体力が必要です。

ブリーフィング以外に、直接訴えかけられることがあります。アルメニア、ハンガリー、ペルーから来た人々と話をしました。

直接の訴えかけは心に響きます。建設的対話や総括所見にもそれなりに反映されます。直接ジュネーブに行くことは重要です。

多くの国とは建設的対話が成り立っていると感じました。各国とも十分な準備をして建設的対話に臨んでいるという印象でした。代表団は少なくとも10人以上でした。メモは用意しているものの、担当者が自分なりの表現で応答しているように感じられました。あらかじめ用意した想定問答集を読み上げる国はありませんでした。

カナダ、キプロスとの建設的対話をウェブ（UN Web TV）で見させていただくと参考になるかもしれません。

バックログは望ましいことではないが、日本としては準備時間が増えるということでもあります。第1回政府報告からの進展を報告できると良いです。

早くて日本の審査は2020年春。簡略審査が入ることと、会期の延長がどうなるかで審査がいつになるかはまだわかりません。建設的対話は「対話」なので、委員からの質問に対話的に応答することが大切です。

DPO は説得的なパラレルレポートを作成することと、ジュネーブに来てブリーフィングすることが重要だと感じました。勧告のなかでもとくに重要なのはフォローアップと呼ばれる重点事項です。フォローアップは二つと決められています。審査を受けた国は、1年後に改善の進捗を報告する義務を負います。ブリーフィングの際に市民社会全体として二つのフォローアップ事項をしばりこむことができればカントリーラポータルはそれを考慮したドラフトを準備する可能性が高いと思います。

委員の仕事はやりがいがありますが、おそろしくハードワークです。これ以上会期が長期化すると委員とPAの負担は限界を超えてしまう可能性が高いです。そして本業、本務との両立はますます困難となります。

9. 委員からの質問

委員からの質問の多くは以下のようなものでした。

- 第4条1(b) 権利条約に抵触する既存の法制度の見直し
- 第5条 合理的配慮の不提供を差別と規定する差別禁止法を制定しているかどうか
- 第6条 障害のある女性の複合的差別に対する施策について
- 第7条 障害のある児童に関する施策について。特に施設収容主義からの脱却
- 第8条 啓発に関する取組みについて
- 第9条 アクセシビリティを推進するための法制度とアクセシビリティ基準の策定について
- 第12条 代行決定から支援付き自己決定の仕組みへの移行について
- 第13条 司法へのアクセスにおける合理的配慮の提供について
- 第14条 非自発的入院に関わる制度や運用について
- 第19条 精神障害者や知的障害者が地域で暮らせるような環境を整備しているかについて
- 第21条 手話の言語としての位置づけ、手話通訳の要請について
- 第24条 インクルーシブ教育の推進状況について
- 第27条 アファーマティブアクション等雇用促進のための施策について
- 第30条 マラケシュ条約の批准の準備状況について。スポーツ・文化活動への参加を可能とする施策について
- 第31条 障害統計の整備状況について
- 第33条 独立した監視の仕組みの確立について

以上